

## 青森県公立学校教員採用候補者選考試験の主な変更点等について

令和9年度（令和8年度実施）

### 青森県公立学校教員採用候補者選考試験の主な変更点

#### ○ 大学3年生特別選考を実施

大学3年生において、第一次試験を受験可能とする特別選考を実施します。  
第一次試験を通過した者は、大学4年生において、前年度一次試験通過者として第一次試験を免除します。

##### 【校種・教科】

全ての校種・教科

##### 【受験資格】

- ・ 昭和42年4月2日以降に生まれた者（令和9年4月1日現在の年齢が60歳未満の者）
- ・ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の各号に該当しない者
- ・ 現在4年制大学の3年生に在学中の者
- ・ 令和10年4月1日までに受験する校種等・教科（科目）の教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状を取得する見込みの者
- ・ 令和10年度青森県公立学校教員となる意思のある者

#### ○ 小学校及び特別支援学校小学部での実技試験を廃止

小学校及び特別支援学校小学部での実技試験（音楽・体育）を廃止します。

令和10年度（令和9年度実施）

### 青森県公立学校教員採用候補者選考試験について

#### ○ 教員採用選考に係る第一次選考の共同実施について

現在、公立学校の教員採用選考試験に係る第一次選考は、各都道府県・指定都市教育委員会が、それぞれ独自で実施しており、各自治体で多大な人員と労力を費やしている。

試験実施を各都道府県・指定都市教育委員会が共同で行うことで、複数の自治体が問題作成に参画することにより試験内容の質が向上することや、第一次選考の問題作成に係る負担軽減により第二次選考において人物重視の丁寧な選考が可能になるなどの効果が見込まれる。

このため、令和7年7月に「教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会」が設置され、本県を含む51自治体が参画し、現在準備を進めているところである。

また、この共同実施は令和10年度（令和9年度実施）教員採用候補者選考試験から行うこととしており、令和9年度に実施する場合の本県の日程は、令和9年7月10日（土）を予定している。

※ 現時点での予定をお知らせするものであり、令和10年度（令和9年度実施）青森県公立学校教員採用選考試験の変更点は、令和9年2月頃に改めてお知らせします。